

令和4年7月1日から

小児慢性特定疾病の医療受給者証の 指定医療機関の追加や変更の手続きが不要になります

令和4年7月1日以降、宇都宮市が発行する医療受給者証に記載されていない医療機関を受診する場合でも、当該医療機関が「児童福祉法に基づく指定医療機関（※）」であれば、新たに利用する指定医療機関として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります。

（※）医療機関が「児童福祉法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県、指定都市又は中核市のホームページにおいてご確認ください。医療機関にお問合せください。

2022年6月30日まで

2022年7月1日から

医療受給者証	指定医療機関	名称	所在地	有効期間開始日
	A病院	〇市××2-1		R04.01.01
	B薬局	〇市△△1-1		R04.01.01
	C薬局	〇市□□3-1		R04.01.01

駅前に新しくできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…



医療受給者証

記載されていない医療機関であっても、児童福祉法に基づく指定医療機関であれば利用可能となります

医療機関の追加や変更の手続きしないで利用できる！



《現在お持ちの医療受給者証について》

現在お持ちの医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されていますが、令和4年7月1日以降は、児童福祉法に基づく指定医療機関であれば、記載がなくても受診する際に利用可能ですので、次回更新時までそのままご使用ください。

なお、令和5年4月以降に御使用いただく更新後の医療受給者証には「児童福祉法に基づき都道府県知事等に指定された指定医療機関」と記載する予定です。

お問い合わせ先 宇都宮市 子ども部子ども支援課
TEL 028-632-2296 FAX 028-638-8941

宇都宮市

お問合せ先一覧

患者の方がお住まいの地域	お問合せ窓口 (管轄の行政機関)	担当課	住所	電話番号
宇都宮市	宇都宮市役所	子ども家庭課	〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5	028-632-2296
鹿沼市	県西健康福祉センター	健康対策課	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1	0289-62-6225
真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	県東健康福祉センター	健康対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1	0285-82-3323
小山市 下野市 上三川町 野木町	県南健康福祉センター	健康対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1	0285-22-1509
大田原市 那須塩 原市 那須町	県北健康福祉センター	健康対策課	〒324-8585 大田原市住吉町2- 14-9	0287-22-2679
足利市 佐野市	安足健康福祉センター	健康対策課	〒326-0032 足利市真砂町1-1	0284-41-5895
日光市	今市健康福祉センター	保健衛生課	〒321-1263 日光市瀬川51-8	0288-21-1066
栃木市 壬生町	栃木健康福祉センター	保健衛生課	〒328-8504 栃木市神田町6-6	0282-22-4121
矢板市 さくら市 塩谷町 高根沢町	矢板健康福祉センター	保健衛生課	〒329-2163 矢板市鹿島町20- 22	0287-44-1297
那須烏山市 那珂川町	烏山健康福祉センター	保健衛生課	〒321-0621 那須烏山市中央1- 6-92	0287-82-2231